指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	登 録 番 号
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1-25-1	1-000300

- 2 指名停止措置期間 令和2年6月10日~令和2年7月9日 (1か月間)
- 3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

大成建設(株)の使用人は、鹿児島市内での耐震改修工事の施工にあたって労働安全衛生法に違反したとして、令和2年4月3日、鹿児島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

大成建設(株)の使用人が、法令違反により罰金刑の略式命令を受けたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号(1)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期間	
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2)、(3) 略		

問い合わせ先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係 茨城県常陸太田市金井町3690 電話 0294—72—3111